

令和5年度第1回(第25回)洲本市子ども・子育て会議 議事録

【日 時】令和5年9月13日(水) 14時～

【場 所】洲本市健康福祉館3階 会議室

【当日の出席者】

(出席委員)

松山会長、持井委員、須恵委員、三倉委員、毛笠委員、
柳委員、上田委員、長谷田委員、立石委員、岩熊委員

(欠席委員)

戸江副会長、津田委員、戸田委員

(事務局)

【子ども子育て課】山崎課長、福島課長補佐、高谷係長、橋詰主任、出嶋主任

【健康増進課】北岡主幹、西原係長

【学校教育課】高田課長補佐

【生涯学習課】長谷係長

1. 開会

2. 協議事項

(1) 第2期子ども・子育て支援事業計画 令和4年度の実施状況報告

(事務局)

資料①—1に基づき、説明。

- ・前年度から評価を下げた事業はなく、評価を上げた事業が8事業ある
- ・令和4年度もコロナの影響はあるが、イベントや交流関連の事業で、評価が上がる傾向があった
- ・1ページ「(2) 子どもの健全育成」で、公立保育所における運動教室や芸術表現の講師派遣の「あそび」事業で、開催回数を大きく伸ばした
- ・施設整備に関して、大野幼稚園を令和5年3月末で閉園し、9月から放課後児童クラブとして稼働している
- ・放課後子ども教室は、由良と安乎を新たに開設し、当初の計画が達成された
- ・2ページの図書館の利用促進について、4カ月健診の乳児に絵本のプレゼントを行う「ブックスタート事業」の一環を開始し、120名に配布することができた
- ・4ページの「基本目標2(1) 子どもや母親の健康の確保」について、記載のとおり着実に実績を積んでおり、母子保健の充実を図ることで、子どもの成長発達を促し、母親の産後うつ予防や、育児不安の軽減につながっている
- ・8ページ「子育てハンドブック」について、紙媒体と電子媒体の両方で紹介できるよう準備を進めている

資料①—2に基づき、説明。

- ・「1. 幼児期の教育・保育の提供」に関し、1号認定の実績が計画よりも53人上回った
- ・これについて、(参考)(2)実績ベースより、令和4年度の1号認定が令和3年度より1人増加しており、実際には大幅に増えた訳でなく、計画当初の見込みが低かったことが伺える
- ・これらを踏まえ、昨年度の中間見直しにより、令和5年度以降の数値は、上方修正している
- ・計画との乖離は見られるが、提供態勢は確保できている
- ・ちなみに、実績ベースからは3号認定の増加が、20人と顕著
- ・2歳児から保育所を利用する家庭が多い中、出生数の多い令和元年ベビーが2歳児になる年だったことから、利用が増加したと考えられる
- ・2ページ「放課後児童クラブ」は、実績ベースで見ても、利用ニーズの高まりが伺える

- ・この数値は登録者数で、実際の利用者人数ではなく、長期休暇のみの利用者も含まれるため、供給態勢に大きな影響は出ていない
- ・大野地区にあった2クラブは、令和5年9月から旧大野幼稚園に統合して運営している

(会長)

ただいまの説明に質問はありますか。

(委員)

資料1-1の評価の△○◎の見方は、本来×という評価指標があるのか。

(事務局)

事業を実施している担当課による自己評価で、本来は、「×」「△」「○」「◎」の4段階評価である。

(委員)

資料1-2で大野地区にある放課後児童クラブの2つを旧幼稚園に統合とあるが、定員数は確保されているか。

(事務局)

利用定員数は増やしており、要綱上では100名。統合前は、2箇所で88名。実際の受け入れ人数は、募集をしてから調整する。

(委員)

病後児保育の利用実績は。

(事務局)

令和4年度は、利用にあたり事前登録した人数は14名で、延べ5回の利用実績。
令和5年年度は、8月末現在で、登録数は17名、利用人数は4名。

(委員)

量の見込みが計画で393回、実績で5回と、大きな差があるが。

(事務局)

病後児保育という性質上、実績が多ければ良いということでもないが、そういう施設があり、利用できることを周知することは大切。

(委員)

計画上の数値が大きいので、どんどん使って欲しいという風にも読み取れてしまう。
知らない方も多いのではないですか。

(事務局)

市では、ホームページ掲載や各施設から案内をして周知を図っているが、別の周知方法も探っていく。

(委員)

1ページ目の保育の提供について、2歳児の3号認定が増えているということだが、令和5年度以降の計画にはこの増加を考慮しているか。

(事務局)

昨年の中間見直しによって、実績ベースによる修正をしている。
保育の利用ニーズは低年齢化が進んでおり、3歳未満児の需要の高まりは今後も増えると思込まれる。

(委員)

育休取得が増えて0歳児の利用が減少し、1、2歳児の利用が高まってきているように感じる。
それらを踏まえて、令和7年度以降の次期計画に反映できるならば、考慮してほしい。

(委員)

放課後児童クラブについて、児童クラブ大野と伊勢の森スクールでは、支援員が不足していますか。

(事務局)

大野では、幼稚園跡に統合され面積的には十分あるので、今後受け入れ児童が増える見込みとなれば、支援員の確保が必要。

伊勢の森は、現在定員 70 名だが、これ以上面積を広げることが難しいため、支援員が増えても、受け入れ数を増やせない状況。

(委員)

大野では、対象を 3 年生までとしていますか。

(事務局)

放課後児童クラブの対象は 6 年生までだが、定員の関係で、低学年から優先的に受け入れるため、基本的には 3 年生までというところが多い。

(委員)

学童支援員は、研修を受ければなれるので、市がそういう人材育成をする仕組みを考えるべき。いきなり有資格者の採用は、なかなかできるものではない。

(委員)

病後児保育は、なのはなこども園で実施しているが、他園（なのはなこども園以外）の登録者はいますか。

(事務局)【後日回答】

3 名がなのはなこども園、14 名がなのはなこども園以外の保育所利用で、洲本地域・五色地域、公立・私立に偏りなく、登録者がいる

(委員)

資料 1-2 の「12 妊婦健康診査事業」について、実績と計画との誤差について、分析などされていますか。

(事務局)

妊婦全員が申請をして利用していただけたと思うが、コロナ禍の影響で、妊婦の数が当初の見込み以上に減少しているためと思われます。

(委員)

出生数は公表されていますか。

(事務局)

令和 4 年度の出生数は 207 人で、令和 3 年度は 196 名。

実際の出生数は昨年度よりは微増しているが、計画策定時には、利用見込みを 243 人と多く見積もっていたために、発生した誤差である。

(委員)

ちなみに、淡路島の他市の出生数は。

(事務局)

令和 4 年度の淡路市の出生数は公表なし。

南あわじ市は 197 人。

(委員)

1 家庭あたりの子どもの数は、実はそんなに減っていないように感じる。

子を生む女性の数が減っているのではないか。

(事務局)

多胎児出産や、3 人以上の子どもをもつ家庭は現在もそれなりにある。一方で、島外からの移住者が増える中で、周囲に支援者がいないために、複数の子を出産することができないという話は聞く。

(委員)

移住者では地理感がなく、病院も分からないし、知り合いも少ないため、市として移住者を確保していくのであれば、そういった人への情報提供が必要。また、移住者にやさしいコミュニティづくりも重要。

(事務局)

市の魅力創生課で洲本市移住 Book を作っている。また、県民局でも、移住者ハンドブックを作っており、その中では、病院・学校・公園などを紹介している。後日、園に配布させてもらう。

(委員)

放課後児童クラブの指導員の確保施策はあるか。
他市の時給が若干高いため、人材がそちらに流れていくということを聞いた。また、他市は年数に応じて給料を増額していると聞くが、洲本市はどうか。

(事務局)

人材確保について、毎年研修の案内をしており、各クラブにおいて順次計画的に支援員の資格取得に努めてもらっている。職員募集の広告も入れている。

給与面について、昨年度、国の補助金を利用して、指導員の処遇改善に取り組んでいる。また、公立の指導員については、給与表の号給に基づいて、年数に応じて上がる仕組みになっている。委託先では、委託先のルールによって給与が支払われている。

(委員)

放課後児童クラブの夏休みは長時間の人材の確保が必要で、これまではスクールアシスタントにお願いをしていたようだが。

(事務局)

今年もスクールアシスタントにお願いした。それだけでは足りず、これまで勤めた経験者などにも、直接お願いをしている。

(委員)

夏休みの教育大学生などにアプローチしてみてもどうか。
都市部の大学生を、淡路島に呼び込む政策があってもいいと思う。

(事務局)

本市は、「域学連携事業」で他市より優位性がある。学生の宿泊拠点を提供できるなどの強みを生かして、大学のゼミ単位で夏休み中の学生を送り込んでいただくなど、交渉の余地があり、その取り組みを進めようとしている。

保育士確保の営業活動で、大学を訪問しているので、積極的な大学に対してアプローチしていく。

(委員)

議論は少し違うが、大学それ自体も、定員割れを起こしており、教育学部も含めて学生不足が問題となっている。

高校生の世代から人材育成に取り組まないと、教員・保育士の5年後 10 年後の不足に苦しむことになる。市全体で、高校生の大学進学を後押しするような工夫が必要。

(委員)

以前に社協でボランティア募集をしていたが、それが復活してくれると助かる。

(2) 小規模保育事業に係る認可・確認について

(事務局)

追加資料に基づき、説明。

- ・地域型保育事業は、保育所より少人数の単位で0～2歳児の乳幼児を保育する事業
- ・市町村による認可事業として、児童福祉法に位置づけされている
- ・地域型保育事業には4つの事業類型があり、今回は、小規模保育事業B型である
- ・認可基準は追加資料の表のとおり

資料②に基づき、説明。

- ・児童福祉法及び子ども・子育て支援法に基づき、小規模保育事業の認可及び利用定員を定めるときは子ども・子育て会議で審議することとなっている
- ・今回の申請内容は、「いちごキッズ上物部」。これまで認可外保育で平成23年8月から運営してきたものを、小規模保育事業B型に移行する
- ・裏面で、申請者が認可基準を満たしている旨の確認
- ・いちごキッズでは、全員が保育士有資格者である
- ・指導監査基準を満たし適正な運営をしており、児童福祉法及び子ども・子育て支援法に基づく基準に適合していることから、令和6年4月1日付けで認可してよいか

(会長)

ただいまの説明に質問・意見はありますか。

(委員)

量の見込みや、他園の定員設定に影響はないか。

(事務局)

現在の計画の中では、認可外の園については、量の見込みや定員設定には含んでいない。

今回、認可となることで、量の見込みについては、大幅な影響はないと思われるため、第3期計画の中で対応することとしたい。

また、利用定員の設定については、市内で需給バランスを調整することなく、現在の全体の定員数に12名を追加することよいか。ここでご意見を伺いたい。

(委員)

地域型保育事業の申請は市内では初めてか。

(事務局)

初めて。

(委員)

今回、市内初の承認となることで、これから、多数の小規模保育事業所が申請されることも想定される。その際、乱立を避けるために、この会議では否認することはできるのか。

この議論は、今回のいちごキッズ個別の話ではなく、今後の、この会議と市の立ち位置の話。

たとえば、都市部では、小規模保育事業所の乱立と撤退の問題もあり、市に認可権がある以上、市として、全体のバランスをよく観察して、十分に審議する必要があると思う。

(事務局)

まず、現状で待機児童が発生していることと、市街地において、3歳未満の利用希望が集中している以上、市として、受け入れ対策を講じなければならない。

既存の民間・公立園の拡大が難しい限り、新たに小規模保育事業が受け皿として担っていただければ、望ましい話である。

今後は、待機児童が解消されれば、必要以上の開設を認めないことになると思うが、待機児童の状況を注視しながら、議論する必要がある。

(委員)

現在、いちごキッズの利用者は何名か。

また、監査権は市か。監査は、市と県が合同で実施するのか、それとも市単独か。

(事務局)

利用者は9名。

監査権は市にある。監査は市が単独で実施する。

(委員)

県の監査の場合と同様、給食月報などの書類提出を求めることで、栄養価計算や離乳食対応など、法的な流れに沿って適切に提供されるべき。

給食以外のことについても、市に監査権がある以上、適切に運営されるように提出書類などをよく確認しておくように。

3. その他

(事務局)

令和7年度より、第3期子ども・子育て計画が開始となるため、今年度(令和5年度)中に保護者に対してニーズ調査を実施する。来年度(令和6年度)は、今年度以上に開催回数が増える。今年度中には、もう一回程度、この会議を開催予定である。

五色地域の認定こども園について、現在は、広石地区において用地確保に努めているところで、交渉中です。

4. 閉会